

平成21年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等について (概要版)

平成22年5月31日
中小企業庁

一昨年9月に発生した金融危機に伴い、世界経済は急速に悪化し、我が国経済も輸出の大幅な減少により、輸出型の製造業を中心に大きな打撃を受けた。

昨年度においては、中国のインフラ投資や消費拡大を中心とする景気刺激策の効果もあり、景気後退から着実に持ち直してきたが、自立的な回復といえる状況に至っていない。中小企業の業況においても、持ち直しの動きが見られるが、その水準は依然として低く、厳しい状況が続く中、中小企業とりわけ下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念された。

こうした経済状況にかんがみ、中小企業庁では、平成21年度において、以下のとおり、親事業者への立入検査、無料相談弁護士的大幅増員や特別事情聴取の実施など、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行った。

1. 下請代金法に基づく取締状況（平成21年度）

(1) 警告文書の発出、改善指導措置

親事業者及び下請事業者に書面調査や立入検査を行い、警告文書を発出するとともに改善を指導した。

	対親・下請事業者書面調査数	対親事業者			
		書面調査数	警告文書発出企業数	立入検査企業数	改善指導措置企業数(措置件数)
21年度	229,388	39,624	8,720	1,052	977(2,512)
20年度	202,153	27,743	8,329	1,117	1,004(2,472)

なお、違反行為の取締りを強化するため、平成20年度は約20万件であった書面調査数を平成21年度は約23万件に増加させた。

(2) 法違反の禁止行為の内訳

下請代金の**支払遅延、減額**が多く、両者が**全体の約 80%**。

受領拒否	支払遅延	減額	返品	買叩き	利用強制	報復措置	早期決済	困難手形	利益要請	やり直し	合計
13	404	282	18	48	6	0	21	41	14	12	859
1.5%	47.0%	32.8%	2.1%	5.6%	0.7%	0.0%	2.4%	4.8%	1.6%	1.4%	100.0%

(3) 減額した下請代金の返還及び支払遅延利息の支払状況

親事業者 257 社に対して、**総額約 4.1 億円の下請事業者への返還を行わせた。**

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
返還額 (百万円)	231	1,245	405
親事業者数	238	270	257

(4) 特別事情聴取の実施

平成21年度には初めての措置として、問題性の高い**親事業者35社の役員等に対して、中小企業庁長官以下の経済産業省の幹部が特別事情聴取を実施**した。

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

(1) ワンストップ・サービスデーの開催

12月8日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議されたことを受け、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で資金繰りなどの相談ができるようワンストップ・サービスデーを開催(12月、2月)し、**下請取引に関する相談については、それぞれ 41 件、61 件の相談**があった。

(2) 「下請かけこみ寺」事業の実績

下請取引等に係る各種相談に親身になって対応するため、都道府県の協力の下、全国 48 箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、**相談員による相談 5,142 件(平成 20 年度 3,836 件)、昨年度の 160 名から 410 名に増員された弁護士による無料相談 879 件(同 394 件)及びADR(裁判外紛争解決手続)業務の調停申立受理 37 件(同 19 件)**を行った。

(単位：件)

	下請代金法	建設業法	貨物自動車運送事業法	その他	合計
平成 21 年度	949	1,466	248	2,479	5,142
平成 20 年度	894	914	214	1,814	3,836

(3) 下請ガイドラインの普及啓発

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を **341 回開催し、8,307 名(平成 20 年度 469 回、9,110 名)が受講**した。説明会では、下請代金法や独占禁止法の概要、業種における問題となる取引慣行事例、親事業者と下請事業者の望ましい取引事例等の説明を行った。

3. 事業者団体、経営者等に対する下請代金法セミナー

(1) 下請代金法講習会・セミナー

下請代金法講習会を 120 回開催し、14,780 名が参加した。このうち、6 月と 11 月を「下請取引適正化推進月間」として **48 回の講習会を開催し、7,192 名**が参加した。

また、**経営者等に対する下請代金法講習会（トップセミナー）を全国 47 カ所で開催し、受講した 1,833 名**に対して、法令遵守を徹底し、下請取引の適正化に向けた経済界全体の取組を促した。

更に、年度末の金融繁忙期に向けた取組として、経営者等に対する下請ガイドライン普及講習会との合同開催で**全国 5 か所において企業コンプライアンスセミナーを開催し、1,679 名が受講**した。

(2) 地域巡回セミナー

補正予算事業として、県庁所在地を除いた地方の各都市において、下請代金法に関する講習会と弁護士無料相談会を合わせた「地域巡回セミナー」を**合計 246 回開催し、2,022 人が受講**した。

(3) 下請取引適正化推進シンポジウム 2009

下請取引の適正化を図るため、**下請取引適正化推進シンポジウム 2009 を全国 8 会場において開催し、1,053 名が参加**した。シンポジウムでは、下請代金法等に関する基調講演、相談事例からみた取引上の課題等をテーマとした有識者等のパネルディスカッションを実施した。

4. 下請取引の適正化等に係る通達の発出

29,648 の親事業者及び 701 の事業者団体の代表者に対し、経済産業大臣と公正取引委員会委員長との連名で下請取引適正化（下請代金法関連）を要請する通達を、**800 の事業者団体の代表者**に対し、経済産業大臣と主務大臣の連名等で下請事業者への配慮（下請中小企業振興法関連）を要請する通達を平成 21 年 11 月に発出した。また、平成 22 年 3 月の年度末にも同様の通達を関係事業者団体の代表者に発出した。

5. 下請ガイドラインの策定等

(1) 下請ガイドラインの策定

親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係を構築するため、11 の業種[※]で作成した下請ガイドラインについて、**平成 21 年度は、「放送コンテンツ」の下請ガイドラインを改訂**するとともに、**新規策定業種及び改訂業種の検討、11 業種の下請ガイドラインの普及啓発**を促進した（2.（3）を参照）。

[※]①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建材・住宅設備、⑨建設業、⑩トラック運送業、⑪放送コンテンツ

(2) 下請ガイドラインのベストプラクティス集の作成

下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としてまとめた**「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集（三訂版）**を作成し、**約 600 の関係事業者団体等に配布**した。